

田村市建設工事合併入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、田村市が建設工事を発注するに当たり、円滑で適正な工事を実施するために複数の工事の請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の工事の請負契約に係る競争入札を一つの案件として行うこと(以下「合併入札」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(合併入札)

第2条 合併入札は、複数の工事のうち主たる工事(以下「本体工事」という。)及び従たる工事(以下「関連工事」という。)が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 本体工事及び関連工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本体工事及び関連工事の施工者が異なる場合に著しい支障が生じること、契約不適合責任の範囲が不明確となること等の理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本体工事及び関連工事の施工場所が同一であること。
- (4) 本体工事及び関連工事の工種が同一であること。
- (5) 本体工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の決定)

第3条 合併入札の適否は、田村市条件付き一般競争入札実施要領(平成19年田村市告示第31号)第8条第1項に規定する田村市条件付き一般競争入札参加条件等審査委員会による審査を経て、これを決定する。

(設計金額の算出等)

第4条 合併入札における設計金額(以下「合併入札設計金額」という。)は、本体工事及び関連工事の設計金額の合計額とする。この場合において、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行った上で合併入札設計金額を算出するものとする。

- 2 合併入札の予定価格(以下「合併入札予定価格」という。)は、本体工事及び関連工事の予定価格の合計金額とする。
- 3 合併入札の最低制限価格(以下「合併入札最低制限価格」という。)は、本体工事及び関連工事の最低制限価格の合計金額とする。

(入札書)

第5条 合併入札に係る入札書は、本体工事及び関連工事を合わせた、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含まない金額を記載するものとする。

(開札)

第6条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了後、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、田村市電子入札実施要領(令和2年田村市告示第133号)第2条第3号に規定する電子入札により行われる場合であって、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせない。
- 4 市長は、開札後に入札を保留し、合併入札予定価格以下及び合併入札最低制限価格以上の範囲にお

いて、最低価格を提示した者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上、後日落札決定する旨を宣言する。

- 5 市長は、落札候補者から合併入札に係る見積内訳書を市長が定める期限までに本体工事及び関連工事それぞれ作成し提出を求めることとする。この場合において、見積内訳書の提出があった対象案件を所管する各課等の長は、田村市条件付き一般競争入札実施要領(平成19年田村市告示第31号。以下「条件付き一般競争入札実施要領」という。)第13条第5項に規定する条件付き一般競争入札参加資格確認等一覧表を本体工事及び関連工事それぞれを作成の上、財政課長に提出するものとし、財政課長は一覧表で示されている各入札参加者の適否を前項に規定する資格審査に反映するものとする。
(落札者の決定等)

第7条 市長は前条第4項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対して、速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して条件付き一般競争入札実施要領第14条第2項に規定する条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を通知するものとする。
- 3 開札をした場合において、各入札参加者のうち予定価格の制限以下の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行うものとする。ただし、入札が田村市郵便入札実施要領（平成19年田村市告示第33号）による場合はこの限りではない。
- 4 前項の規定による入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結するものとする。
(契約の締結)

第8条 契約は、本体工事及び関連工事ごとに契約書を作成し、締結するものとする。

(契約金額の算定)

第9条 本体工事及び関連工事の契約金額は、合併入札の落札金額(以下「合併入札落札金額」という。)をそれぞれの工事の予定価格に応じて按分した額(以下「按分落札金額」という。)に消費税等を加えた額とする。

- 2 按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、本体工事の按分落札金額で調整するものとする。
(配置技術者等)

第10条 本体工事及び関連工事に配置する技術者は、本体工事及び関連工事で求める資格を全て満たす場合に限り、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、本体工事と関連工事の下請負契約の請負代金の合計が、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。この場合において、本体工事と関連工事の契約金額の合計が建設業法第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者は専任の者でなければならない。

- 2 本体工事及び関連工事に配置する現場代理人は、前項の技術者と兼ねることができるものとする。
(契約保証金)

第11条 合併入札の契約保証金は、本体工事と関連工事それぞれに納付するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 入札結果の公表は、合併入札予定価格、合併入札落札金額をもって行うものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。